

令和３年度 作業服等の改善に向けた要求事項に対する回答（交渉事項）

要 求	回 答
1. 作業服について (1) 労働安全衛生面に十分に配慮した作業服を貸与すること。 (2) 作業実態に見合った作業服とすること。 (3) 生地・デザイン・部分改正など、より一層の改善を図ること。 (4) 規格寸法の厳守と拡大を図ること。また、縫製を厳格にすること。 (5) リサイクル素材の改善を図ること。 (6) 特に消耗の激しい職種については貸与増とすること。	作業服については、労働安全衛生上の配慮はもとより、職場環境や業務内容の変化及び、男女共同参画の視点を踏まえた女性職域の拡大などに適応したものとなるよう協議を行い、より安全性、機能性に優れ、また、多様化する市民ニーズへ対応し、市民に好感をもたれる作業服として、平成 17 年度から改正したものを貸与しているところであるが、必要に応じて検証するなど、引き続き、業務実態に応じた作業服等の貸与を行ってまいりたい。 生地の改善については、この間、色合いを含め検討を行い、平成 28 年度貸与分から変更しているが、暑さ対策として、この間の協議を踏まえて、夏用の被服の改善について早急に進めてまいりたい。 リサイクル素材については、今後も引き続き活用してまいりたい。 また、規格・縫製の問題については、安全面及び機能面からも作業服の基本事項として、作業服全般にわたり留意しており、今後とも引き続き厳格なものとしてまいりたい。
2. 防寒衣について (1) 生地・デザインの改善を図ること。 (2) 縫製を厳格にすること。 (3) リサイクル素材の改善を図ること。 (4) 対象職種の範囲拡大をすること。 (5) 厳寒職場について貸与期間、職種に見合った貸与などを検討すること。	防寒衣については、より安全で機能性の高いものとなるよう生地・デザイン・色等の検討・協議を行い、平成 17 年度から改正したものを貸与しているところであるが、必要に応じて検証するなど、引き続き、業務実態に応じた作業服等の貸与を行ってまいりたい。 リサイクル素材については、今後も引き続き活用してまいりたい。
3. 作業帽子について (1) 対応職種に見合った帽子に改善すること。また、供給品目と対象職種の範囲を拡大すること。 (2) 類別変更を認めること。	作業帽については、職場環境や業務内容に適したものとなるよう検討を行ってきており、作業服と同時に改正し、貸与している。 なお、作業帽の製造を取り巻く状況が厳しくなっているが、引き続き品質の保持に努めるとともに、類別変更についても必要に応じ協議を行い実施してまいりたい。

要 求	回 答
4. 作業靴について (1) 作業実態に基づく、良質な素材を使用した優良な製品を貸与すること。 (2) 供給品目と対象職種を拡大すること。 (3) 消耗の激しい職種に対し、貸与増とすること。 (4) 業者変更に影響されないよう規格寸法を一定とすること。	作業靴については、J I S 規格改正を踏まえて平成 18 年度貸与より靴底の仕様を変更するなど、品質向上を図るべく努力してきているが、職場環境や作業内容に適した作業靴の改善に向け、引き続き協議を行いながら進めてまいりたい。 また、規格の均一性と貸与品の品質向上に向け、今後とも努めてまいりたい。
5. 備蓄制度について (1) 備蓄対応のさらなる充実を図ること。	貸与期間の延長が、業務に支障をきたすことのないよう備蓄を充実させ、引き続き適切に貸与を行うよう努めてまいりたい。
6. 交付日について (1) 決定されている貸与期日までに必ず貸与すること。 (2) 人事異動に伴う被服貸与は、異動日に必ず貸与すること。	被服の交付日については、遅延のないよう十分留意してまいりたい。
8. 労働安全衛生面からの充実について (1) 職場環境整備として、洗濯機、乾燥機、石鹼等の設置および設置場所の確保を各局に指導すること。	各所属における職場環境整備については、今後もその充実に向けて指導するよう努めてまいりたい。
10. 各所属交渉について (1) 人事室は、各支部・所属交渉における内容を十分尊重し、合意事項の早期実現に向けて努力すること。	各所属交渉の内容把握に努め、各所属とも十分協議を図り、被服制度の充実にも努めてまいりたい。